

平成29年2月度 広告表示・景品提供等に関する問い合わせ・相談受付状況

1. 相談受付件数・相談者の内訳

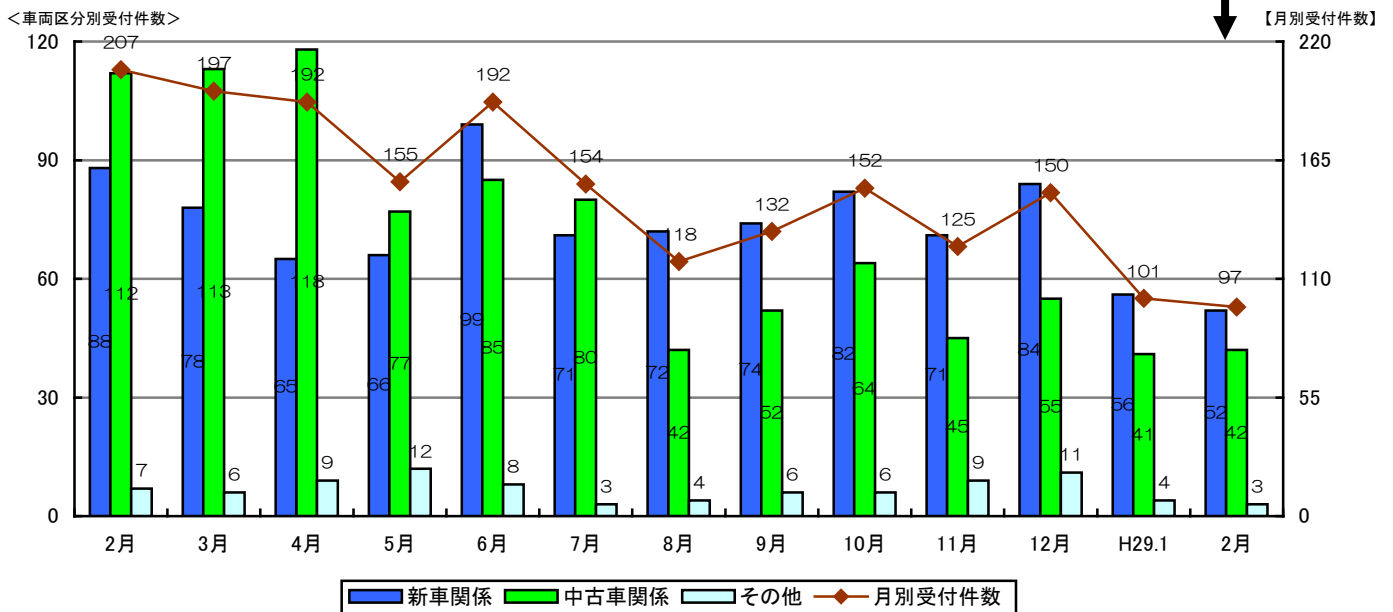
2月度の全体の相談受付件数は計97件で、前月度と比較すると4件減、対前年同月比では110件減（新車関係36件減、中古車関係70件減）となっています。（昨年2月は、規則改正に関連した相談件数が増加したため、前年同月比では大幅な減少となりました。）

相談者の内訳では、「広告代理店」「メーカー系ディーラー」からの問い合わせが多く、全体の約68%を占めています。

【相談者の内訳・平成29年2月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	52	42	3	97
広告代理店等	31	11	2	44
メーカー系ディーラー	11	11	0	22
自動車関係団体	2	4	0	6
中古車専門店	1	7	0	8
中古車情報誌社	1	4	1	6
メーカー	5	1	0	8
新聞社	0	1	0	1
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	0	2	0	2

【相談受付件数の推移・平成28年2月～平成29年2月】



2. 新車関係

新車関係の表示では、『価格表示』に関する問い合わせが多く、ラジオCMにおける価格帯の表示やメンテナンスパックの購入を条件とした値引き表示などの問い合わせが多く寄せられました。また、広告表現の可否に関する問い合わせでは、提供する景品の内容を明らかにしない表示の可否についての問い合わせが寄せられました。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	45	86.5%	その他	0	0.0%
景品関係	7	13.5%	合計	52	100%

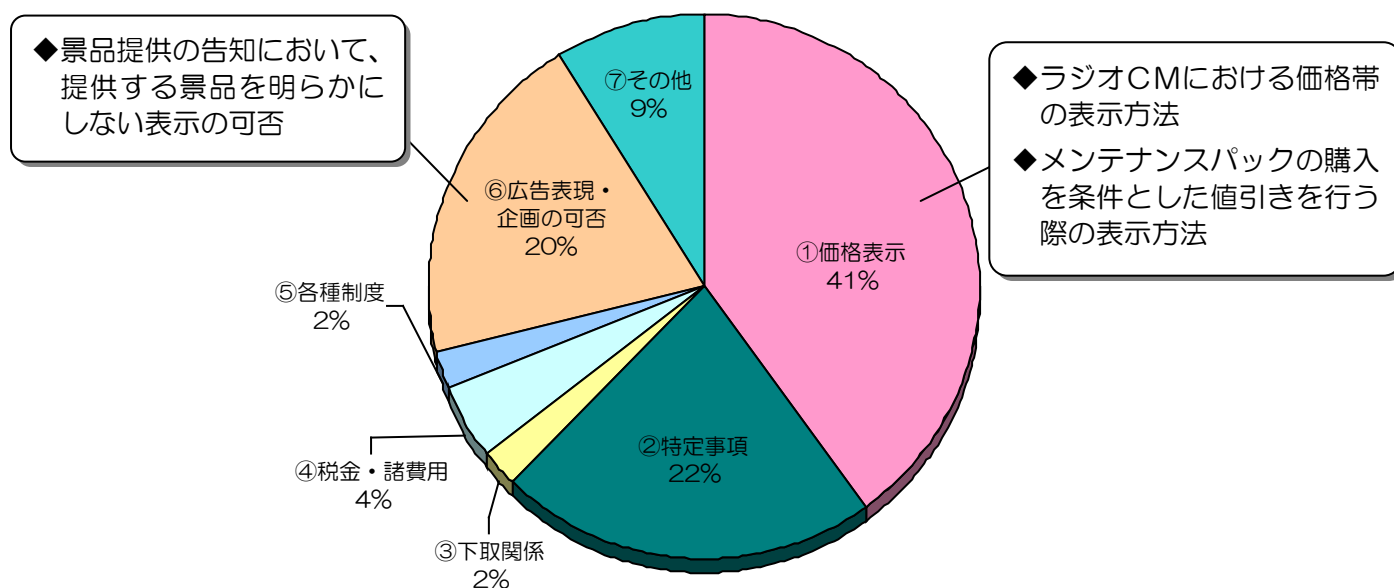
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	18	40.0%	競合比較	1	2.2%
表示方法	6	13.3%	特別仕様・限定	4	8.9%
付属品・特別仕様	2	4.4%	③下取関係	1	2.2%
値引き表示	4	8.9%	④税金・諸費用	2	4.4%
支払総額	2	4.4%	税金	2	4.4%
割賦・リース	2	4.4%	⑤各種制度	1	2.2%
各種制度	1	2.2%	免・減税関係	1	2.2%
その他	1	2.2%	⑥広告表現・企画の可否	9	20.0%
②特定事項	10	22.2%	広告表現の可否	7	15.6%
ランキング	1	2.2%	企画の可否	1	2.2%
燃費	2	4.4%	抽象的な問い合わせ	1	2.2%
安全・環境	1	2.2%	⑦その他（契約関係等）	4	8.9%
写真・イラスト	1	2.2%	合計	45	100%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	1	14.3%	オープン懸賞	3	42.9%
一般懸賞（抽選等）	2	28.6%	その他（期間延長等）	1	14.3%
			合計	7	100%

【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔ラジオCMにおける価格帯の表示方法〕

Q. ラジオCMにおいて、「●●（車名）は〇〇円から」というナレーションを入れようと考えていますが、このような表示方法は問題ないでしょうか？

A. 価格を表示する場合は、車名だけではなく、その価格を表示した車両を特定するための主な仕様区分（グレードや駆動など）も表示して下さい。なお、消費者への積極的な情報提供の観点から、時間的に余裕がある場合は、最高グレードの価格も併せて表示するようアドバイスしています。

ただし、例えば、CM中に、ある機能が装備されている旨を表示しているにもかかわらず、表示した価格のグレードには装着されていない場合等は、不当表示となりますのでご注意ください。

<ナレーション例> 前提：Aグレードは最低グレード、Cグレードは最高グレード

（最低グレードの価格をナレーションした例）

●●（車名）は、「Aグレード 2WD 車両本体価格〇〇万円から」をご用意しています。

（併せて最高グレードの価格をナレーションした例）

●●（車名）は、「車両本体価格 Aグレード 2WD 〇〇万円から、Cグレード 4WD △△万円」をご用意しています。

〔メンテナンスパックの購入を条件とした値引きを行う際の表示方法〕

Q. 新車購入時、メンテナンスパックの購入を条件にナビを半額にする企画を実施しようと考えています。広告において告知する際、「メンテナンスパックに加入で」というキャッチコピーとともに、車両本体価格とナビ価格、ナビ値引き額を足し上げて、合計価格を表示しようと考えていますが、問題ないでしょうか？

A. 今回の企画はメンテナンスパックの購入が前提となっていますので、合計価格を表示する場合は、内訳としてメンテナンスパックの価格を表示した上で、合計価格にメンテナンスパックの価格を加算する必要があります。

<質問の表示例>

問題点メンテナンスパックの購入が前提となっているにもかかわらず、その価格が加算されていない。

メンテナンスパック同時加入で ナビ半額！	
スカーレット 1.3X 車両本体価格	1,420,000 円
●●ナビ価格	100,000 円
合計価格	1,520,000 円
ナビ特別割引	△50,000 円
ナビ込み特別価格	1,470,000 円！

合計価格 1,470,000 円のところ

<正しい表示例>

ポイントメンテナンスパックの金額を含めた価格を表示すること。

メンテナンスパック同時加入で ナビ半額！	
スカーレット 1.3X 車両本体価格	1,420,000 円
メンテナンスパック	50,000 円
●●ナビ	100,000 円
合計価格	1,570,000 円
ナビ特別割引	△50,000 円
メンテパック+ナビ込み特別価格	1,520,000 円！

合計価格 1,570,000 円のところ

〔景品提供の告知において、提供する景品を明らかにしない表示の可否（「豪華景品をご提供」等の表示）〕

Q. 来場したお子様を対象にした射的ゲームの景品を用意しますが、景品が何かは表示せず、『豪華景品をご用意』のみの表示では問題となりますか？

A. 『豪華景品』の受け止め方は、人それぞれであり、無用に射幸心をあおることにもなりますので、消費者トラブル未然防止の観点から、どのような商品を景品として提供するのか、その内容は表示すべきと考えます。

3. 中古車関係

中古車関係の表示では、『必要表示事項』に関する問い合わせとして、在庫リストを表示した場合の必要表示事項の表示義務についての問い合わせが寄せられました。また、『税金・諸費用』では、必ず実施する軽整備等の費用の扱いについて、『その他』では店頭表示の関連で、プライスボードや表示事項の文字の大きさ等についての問い合わせが寄せられました。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	35	83.3%	その他	6	14.3%
景品関係	1	2.4%	合計	42	100%

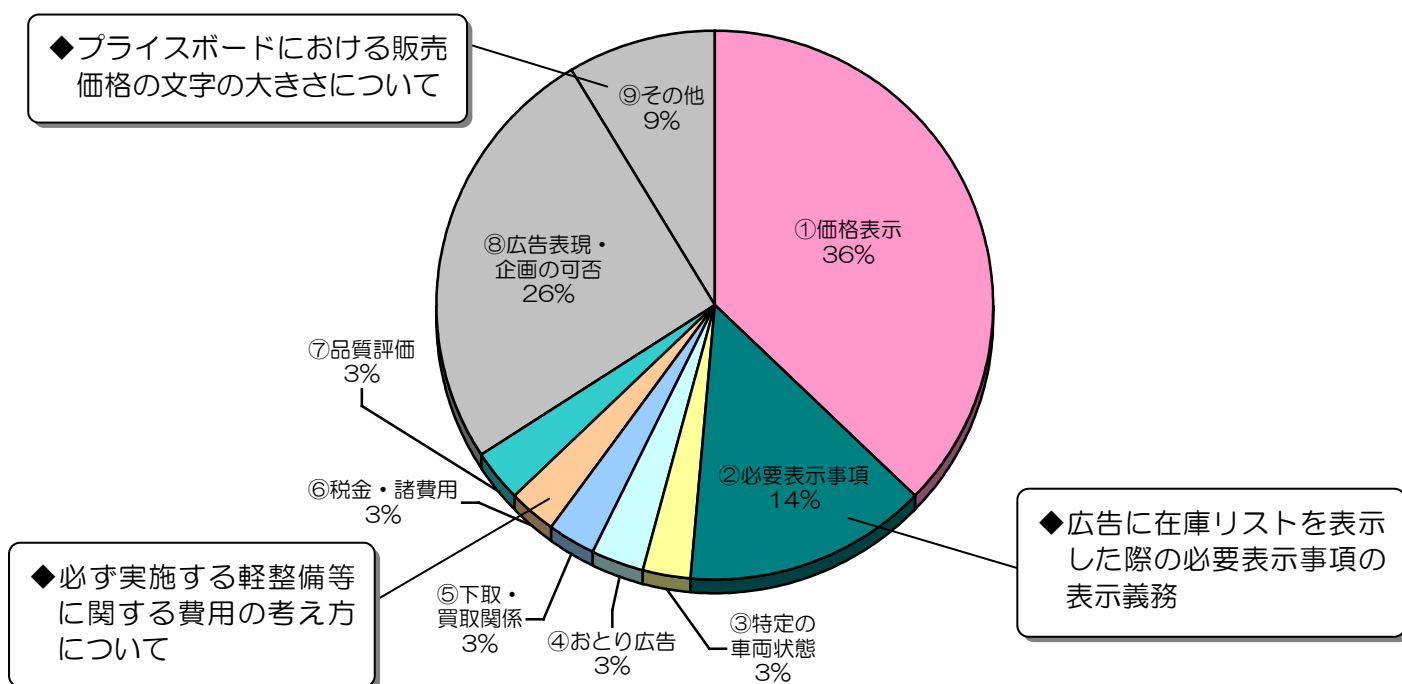
【表示関係の相談内訳】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	13	40.6%	③特定の車両状態	1	3.1%
表示方法	4	12.5%	④おとり広告	1	3.1%
値引き表示	3	9.4%	⑤下取・買取関係	1	3.1%
支払い総額	3	9.4%	⑥税金・諸費用	1	3.1%
割賦・リース	2	6.3%	諸費用	1	3.1%
その他	1	3.1%	⑦品質評価	1	3.1%
②必要表示事項	5	15.6%	⑧広告表現・企画の可否	9	28.1%
使用区分	1	3.1%	広告表現の可否	5	15.6%
車検証の有効期限	1	3.1%	企画の可否	1	3.1%
修復歴の有無	1	3.1%	抽象的な問い合わせ	3	9.4%
必要表示事項全般	2	6.3%	⑨その他	3	9.4%
			合計	32	100%

【景品関係の内訳】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	0	0.0%	オープン懸賞	0	0.0%
一般懸賞（抽選等）	1	100.0%	その他	0	0.0%
			合計	1	100%

【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔広告に在庫リストを表示した際の必要表示事項の表示義務〕

- Q. 新聞に中古車の広告を掲載しますが、空いたスペースを利用して、写真掲載車以外の在庫車を「在庫一覧表」という形で紹介する予定です。一覧には、車両の写真は使用せず、販売価格と車名、初度登録年、走行距離のみを表示しようと考えていますが、このような場合、その他の必要表示事項を表示する必要はありますか？
- A. 広告に販売価格を表示する場合は、全ての必要表示事項を表示することが必要です。(規約第11条第2項)
なお、広告の空いたスペースを利用して、販売価格を表示せず、在庫の一部を紹介する際の必要表示事項についての問い合わせもありますが、公取協では、消費者への積極的な情報提供の観点から、可能な限り販売価格を含めた必要表示事項全てを表示するようアドバイスしています。

〔プライスボードにおける販売価格の文字の大きさ〕

- Q. 自社独自のプライスボードを作成するにあたり、セールスポイントを訴求するため、販売価格を小さく表示しようと考えていますが、文字の大きさにルールはありますか？
- A. 規約第11条第1項では、「店頭展示車には必要表示事項を明瞭に表示すること」としており、中古車規約に関する施行規則では、明瞭に表示する方法として、プライスボードにおける販売価格の文字の大きさを「108級(2.7×2.7cm)以上の肉太の文字」と定めています。なお、他の項目についても文字の大きさが定められていますので、消費者が見やすいよう、全ての項目を明瞭に表示して下さい。

中古車規約第11条第1項(必要な表示事項)

販売業者は、一般消費者に直接販売する目的で展示する中古自動車には、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、邦文で外部から見やすい場所に明瞭に表示しなければならない。

施行規則第2条

規約第11条第1項の「明瞭に表示する」とは、公正取引協議会の定める様式に従い、縦21.0センチメートル、横29.6センチメートル(A4版)以上の大きさの用紙に、次に掲げる大きさ以上の肉太の文字で表示することをいう。

- (1)販売価格 108級(2.7×2.7センチメートル)
- (2)車名及び主な仕様区分 60級(1.5×1.5センチメートル)
- (3)その他の事項 40級(1.0×1.0センチメートル)

〔必ず実施する軽整備に関する費用の考え方〕

- Q. 当店では、お客様に納車する前に、納車前点検やオイル交換等を必ず実施しており、それらの費用は『納車整備費用』として諸費用に含めていますが、問題となりますか？
- A. 納車前の点検、オイル交換、バッテリー交換など、納車前に最低限必要な点検等の費用や、必ず実施する軽整備等の費用は、販売店が中古車を販売するにあたり当然行うべき作業にかかる費用であり、「現金価格(車両価格)」に含まれるべき性質のものであることから、納車点検費用、納車整備費用等、名称の如何を問わず、現金価格(車両価格)とは別に請求することはできません。

⇒次ページ「中古車の諸費用についての考え方」

【参考】中古車の諸費用についての考え方

1. 「諸費用」として適切であると思われるもの

①保険料	自賠償保険	未経過分相当額含む
②税金	自動車重量税	(未経過分相当額はない)
	自動車税	未経過相当額含む
	軽自動車税	(未経過分相当額はない)
	自動車取得税	
	法定費用	車庫証明、検査登録
	リサイクル預託金相当額	(車両価格に含まない場合)
③登録等に伴う費用※	検査・登録手続代行費用	中古車の検査・登録業務の代行
	車庫証明手続代行費用	購入者の車庫証明を取る業務
④購入者の要望による費用	納車費用	購入者の指定する場所まで配送する費用
	下取車手続代行費用	信販会社または他の販売店の所有権留保車両を下取の際の所有権留保の解除費用

※「登録等に伴う費用（諸費用）」とは、購入者が行うべき手続き等を購入者の依頼を受けて販売店が代行して行うことによって発生する費用で、合理的に算出されたものであること（旧通産省自動車課長通達）

2. 「諸費用」として適切ではないと思われるもの（「現金価格（車両価格）」に含まれるべき性質のもの）

- ・納車前の洗車、クリーニング、ワックスがけ等、販売店が中古車を販売するにあたり、当然行うべき作業にかかる費用（例：納車準備費用等）
- ・納車前の点検、オイル交換、バッテリー交換など、納車前に最低限必要な点検・軽整備※の費用や、実施が販売条件である軽整備等の費用（例：納車点検費用、納車整備費用等）
 - ※現状販売の場合であっても、不具合等の有無を確認するための「点検（チェック）」の実施は必須。
- ・その他、そもそも販売する商品（中古車）の現金価格（車両価格）に含まれるべき性質のもの（例：販売手数料、広告掲載料、利益等）